

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和4年12月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2200048 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2200003 号

第 1 結論

平成 3 年 12 月及び平成 4 年 1 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 12 月及び平成 4 年 1 月

私は、国民年金の加入手続や納付時期については覚えていないが、A 市役所に納付書を持って行き、窓口で国民年金保険料を 2 か月分まとめて納付した。

しかし、請求期間が未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を行った記憶はないが、A 市役所の窓口で国民年金保険料を納付した旨を主張している。

しかしながら、請求者は、平成 2 年 8 月 7 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、平成 3 年 12 月 1 日に被保険者資格を喪失しているため、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、住民登録のある A 市において国民年金の加入手続を行う必要があったところ、オンライン記録によると、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記録はなく、氏名検索を行っても請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者が所持している 2 冊の年金手帳の記載内容を確認しても、請求期間に係る国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる記載内容はなく、A 市の国民年金被保険者名簿においては、請求者の平成元年 6 月 1 日から平成 2 年 8 月 7 日までの国民年金の加入記録及び保険料納付記録はあるが、請求期間の記録は確認できない。

これらによると、請求者が請求期間の国民年金の加入手続を行ったことは確認できず、請求期間は未加入期間であり、国民年金保険料の納付書は発行されないため、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付場所について、「銀行より市

役所に直接支払った方が確かだと思い、市役所で支払った。」としているが、A市は、請求期間当時の国民年金保険料について、市役所の窓口では保険料の収納事務を行っておらず、同じ1階にあったB銀行で納付するよう案内していた旨を回答している。

加えて、B銀行は、請求期間当時の納付書の金融機関控え等は保存期間経過のため保管していないとしている上、ほかに請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。